

# 京急プレミアポイントUC特約

(2024年6月1日改定)

## 第1条(カードの名称および入会の方法)

- 1.本カードは、京浜急行電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」といいます。)が提携して発行するUC標章を冠するカードで、総称して「京急プレミアポイント シルバー/PASMO(以下「本カード」といいます。)」と称します。
- 2.入会申込者は、当社およびセゾンが定める本特約ならびに当社およびセゾンが別途定める京急プレミアポイント クレジット会員特約〔UC〕(以下「ポイント特約」といいます。)、当社が定める京急プレミアポイント会員規約(以下「ポイント規約」といいます。)およびセゾンが定める会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承諾のうえ、当社を通じてセゾンに申し込むものとします。
- 3.会員に対する規定は、本特約に記載された事項が優先するものとし、本特約に記載されていない事項に関しては、「ポイント特約」「ポイント規約」および「会員規約」の記載事項が適用されるものとします。
- 4.セゾンが本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」といいます。)に本カードを発行し、貸与します。契約は、セゾンが承諾した日に成立するものとします。会員は、本特約に基づく会員資格(以下「本カード会員資格」といいます。)および会員規約に定める会員資格(以下「UCカード会員資格」といいます。)を併せて有するものとします。

## 第2条(年会費)

会員は会員規約第3条に関わらず、本カードに関しては年会費を免除されるものとします。

## 第3条(特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、セゾンが提供する特典およびサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でそのサービスを受けるものとします。ただし、セゾンが行う「永久不滅ポイント」は本カードでは利用することはできません。なお、当社はこれらの提供に関して、会員とセゾンとの間に生じる紛議に対し、一切の責任を負いません。
- 2.会員はポイント規約に基づく特典または当社が定めるサービス、特典を受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、セゾンはこれらの提供に関して、会員と当社との間に生じる紛議に対し、一切の責任を負いません。

## 第4条(会員資格の喪失)

- 1.当社は会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有するものとして不適格と判断した場合は、何ら催告を要せず本カード会員資格を喪失させることができるものとします。また、その場合、当社から提供されるポイント特約、ポイント規約に基づく特典を含む特典、サービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。なお、本人会員が本カード会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。
  - (1) 会員がUCカード会員資格を喪失した場合
  - (2) 会員が当社の特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があった場合
  - (3) 会員がポイント規約、ポイント特約に違反した場合
- 2.前項(2)、(3)により会員が本カード会員資格を喪失した場合、セゾンは当該会員のUCカード会員資格を喪失させることができるものとします。
- 3.当社またはセゾンが、本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを直ちにセゾンへ返還するものとします。

## 第5条(本特約の変更等の準用)

会員規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

## 個人情報の取扱いに関する重要事項

### 第6条(会員情報の取扱いおよび開示・訂正・削除)

- 1.会員および入会申込者(以下併せて「会員等」といいます。)は下記(1)に定める会員等の個人情報について、セゾンから当社が提供を受け、当社および当社の連結対象会社、持分法適用会社(以下「当社および京急グループ各社」といいます。)が下記(2)に定める目的のために共同利用することにあらかじめ同意するものとします。なお、京急グループ各社の個別企業名は、当社ホームページに公表するものとします。また、新たに共同利用する会社が加わった場合は、電子メール・郵便またはホームページで公表するなど、適切な方法でお知らせします。

#### (1) 会員等の個人情報の内容

- [1] 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申込時および第8条において会員等届け出た事項
- [2] 入会審査結果(理由を除く)およびUCカード会員資格喪失の事実

- [3] 本カード会員番号および有効期限
- [4] 本カードの利用情報
- [5] ショッピング利用をポイント化した情報

## (2) 利用目的

- [1] 当社および京急グループ各社がポイント規約・ポイント特約に基づくポイントサービスの提供など、本カードの基本的な機能や付帯サービスを提供するため
  - [2] 当社および京急グループ各社の店舗開発、商品開発、商圈分析などの調査活動を行うため
  - [3] 当社および京急グループ各社が会員のカード利用状況の分析を行い、優遇サービス提供を行うため
  - [4] 当社および京急グループ各社が鉄道および関連事業の営業に関するご案内を行うため
2. 会員が前記(2)の利用目的[4]について中止を申し出た場合、当社および京急グループ各社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社が指定した下記のご相談窓口にご連絡するものとします。)但し、会員等が入会申込書に必要な事項を記載しない場合および本条の全部又は一部を承諾できない場合は、入会を認めない場合や退会の手続きをとることがあります。
3. 会員等は、本共同利用に責任を有する当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。  
万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。(開示・訂正・削除の申し出は当社が指定した下記のご相談窓口にご連絡するものとします。)
4. 当社は本条および第8条にて収集した会員等の個人情報について、本条に定める目的以外には利用しないものとします。

## 第7条(業務委託先への個人情報の預託に関する同意)

- 1. 会員は当社および京急グループ各社が前条第1項(2)に定める目的のため、当該業務(ダイレクトメールの発送業務など)を当社が指定した第三者に業務委託することをあらかじめ同意するものとします。
- 2. 前項の業務委託に関して、当社および京急グループ各社は、前条第1項(1)の個人情報を、保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託するものとし、本共同利用に責任を有する当社および業務委託先は会員のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、前条第1項(2)に定める目的以外に当該情報を使用しないものとします。

## 第8条(届出事項の相互利用)

会員が、当社またはセゾンに対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社またはセゾンの一方に対して変更の届出があった場合には、当該情報について当社およびセゾンの双方が利用することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

## 【お問い合わせ】

本特約についてのお問い合わせ、ご相談は京浜急行鉄道株式会社 京急プレミアポイント事務局までご連絡ください。

# 京急プレミアポイント規約

(2022年3月23日改定)

## (目的)

**第1条** 京急プレミアポイント規約(以下「本規約」という。)は、京浜急行電鉄株式会社(以下「当社」という。)が運営するポイントサービスを定めたものです。

## (定義)

**第2条** 当社または当社と提携会社が発行するカードであって、本規約におけるポイントサービスを受けることができるカードを総称して京急プレミアポイントカード(以下「カード」という。)の入会をお申込みいただき、当社が入会を認め、会員情報の登録を完了した方を会員といいます。

2. 会員が京急プレミアポイント加盟店(以下「加盟店」という。)でカードの提示で提供される場合、または当社と提携会社が発行するカードのクレジット利用額に対して付与されるポイントおよび京急プレミアポイントwebサイトで登録したPASMOをPASMO加盟店等で利用することで付与されるポイントを京急プレミアポイント(以下「ポイント」という。)といいます。ポイントサービス内容の詳細は京急プレミアポイントwebサイトをご確認ください。PASMO加盟店等とは、当社および当社グ

グループ会社ならびに当社と契約するPASMO電子マネー利用加盟店等をいいます。

### (会員の優待特典)

**第3条** 会員は、カードを提示することで、当社と契約した加盟店で、ポイント付与などカードの付帯サービスおよび優待特典(以下「優待」という。)を利用することができます。利用できる優待内容については、当社が適切と考える方法により、会員にお知らせいたします。

2.会員は、優待の利用について、ご利用の加盟店に本規約以外の規約がある場合は、それに従ってご利用いただけます。

3.会員は、当社が優待の内容を変更または、廃止する必要があることを予め承諾します。

### (ポイント付与)

**第4条** 会員は、ポイント対象となる加盟店等での商品の購入またはサービスのご利用の際、ご精算前にカードを提示、またはカード番号等の登録をするほか、所定の条件を満たした場合、その会員に当社が定めるポイントを付与します。

2.ポイント付与の割合は、加盟店ごとに異なります。また、特定の期間、特定の加盟店、特定の商品、特定の会員向けにポイント付与方法を変更する場合があります。この場合において、当社および加盟店は一切の責任を負いません。

3.次の各号の場合は、原則としてポイント付与対象外となります。

(1)ご精算金額が加盟店ごとのポイント付与基準額に満たない場合

(2)ご精算前にカードの提示・申告がなかった場合

(3)他の優待制度をご利用の場合

(4)当社または加盟店がポイント付与対象外と定める売場・商品・サービス、または販売方法、もしくは支払方法の場合

4.当社は、当社があらかじめ指定した加盟店においてカードの発行を受けたお客様について、カードを利用できる加盟店を制限することがあります。この場合、当社は、当社ホームページまたは加盟店の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、当該お客様に通知いたします。

5.会員がPASMO番号の登録によるポイントサービスを利用するためには、別途定める「PASMOを利用したポイントサービスに関する規約」に同意するものとします。

### (ポイントの積み立て)

**第5条** 会員が、第4条の定めにより付与されたポイントの積み立ては、原則カード単位で行います。

2.前項にかかわらず、次の各号に該当する場合はその限りではありません。

(1)京急プレミアポイントゴールドHANEDA AIRPORT PLUSの家族会員カードにポイントが付与された場合

(2)京急プレミアポイントシルバーの家族会員カードでクレジット決済された場合

(3)クレジットカードの更新または再発行により会員が複数のカードを保有した場合

(4)京急プレミアポイントPASMOカードの再発行手続きにより、提携会社から再発行カードが会員に郵送された場合

3.ポイントは、お支払いが完了したときに付与し、その日から有効となります。ただし、ご利用の加盟店、またはご利用時間によっては、ポイント付与日がお支払い完了日の翌営業日以降となる場合があります。

4.ポイントの有効期限は、当該ポイントを付与した日から2年間です。

### (ポイント残高照会)

**第6条** ポイント残高は「京急プレミアポイント券発行機」(以下「発行機」という。)、一部加盟店のレシート、「京急プレミアポイントwebサイト」(登録制)でご確認いただけます。

### (ポイント券の発行)

**第7条** ポイントは、発行機により、原則として1ポイントあたり1円の割合で京急プレミアポイント券(以下「ポイント券」という。)と引き換えることができます。ポイント券の発行単位は発行機の設置場所により異なりますので、当社または加盟店にご確認ください。なお、発行機のご利用時間は、設置場所ごとに定めるものとします。

2.発行したポイント券の有効期限は、発行日から2か月間とします。なお、有効期間経過後は、無効といたしますので、必ず券面の有効期間内にご利用ください。

3.発行したポイント券の再発行はできません。また、発行済のポイント券の盗難・紛失・滅失等に対しては、当社はその責を一切負いません。

4.ポイント券として発行したポイントを原則、積み立てたポイントに戻すことは出来ません。

5.カードは発行後すぐにご利用いただけますが、発行機のご利用は申し込み用紙での新規ご入会受付の場合、約1週間後となります。この間はポイント券の発行はできません。

### (ポイント券の利用方法)

**第8条** 加盟店でお支払いの際、ポイント券の券面額をご優待いたします。

2.ポイント券は、現金と引き換えできません。また、つり銭はお出しできませんので、

券面額以上のお支払にご利用ください。

3.加盟店によっては、一部ポイント券をご利用いただけない売場・商品・サービスがございます。

#### (返品・払い戻し時の処理)

**第9条** ポイント付与対象となるお支払いにより購入された商品の返品、またはお申し込み済のサービス等を払い戻しされる場合は、カードおよび当該商品等に係るレシートを提示していただきます。この際に、すでに付与したポイントから返品・払い戻し相当額のポイントを差し引きます。

2.すでにポイント券を発行し、ポイント残高が不足している場合は、ポイント券を回収またはポイント券相当額の現金を請求させていただきます。

#### (カードの再発行)

**第10条** カードの紛失・盗難・汚損・破損・磁気不良等の理由により、当社が再発行を認めた場合には、積立ポイント残数、利用累計金額に関する権利を引き続き有効とします。

2.カードの紛失・盗難が発生した場合、第三者に利用されたポイントおよびポイントの失効について当社、加盟店は一切の責任を負いません。

3.カードの紛失・盗難が生じた場合、会員は、直ちに当社に連絡してください。

#### (会員資格の喪失)

**第11条** 会員が次の各号の一にでも該当した時は、会員資格を喪失すると同時に、積立ポイントはすべて消滅するものとします。

(1) 退会した場合

(2) 最後のポイント付与日またはポイント券の発行日のいずれか遅い日から2年経過したとき

(3) この規約に違反したとき

(4) 会員が当社または加盟店もしくは京急グループ各社での特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき

(5) 死亡したとき(ただし、京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS・京急プレミアポイントシルバー家族会員カードの積立ポイントを除く)

(6) カードの入会等の際し、氏名、住所、連絡先電話番号等、虚偽の届け出し、本人を偽る行為をしたとき

(7) その他、会員として不適切な行為があった場合、または、当社が会員として不適切と判断したとき

#### (届出事項の変更)

**第12条** 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号等が変更になった場合、速やかに当社に届け出るものとします。会員の責任によって届け出内容が不明になった場合、カードの利用停止または退会とする場合があります。

#### (会員サービスの中止・中断)

**第13条** 当社は、次の各号に掲げる事象が起こった場合、会員サービスの運営を中止・中断することができます。

(1) 会員サービスのシステムの保守を定期的にはまたは緊急に行う場合

(2) 天災、災害その他の事由により、会員サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3) その他、当社が、会員サービスの運営上、一時的な中断を必要と判断した場合

2.当社は、前項の規定により、会員サービスの運営を中止・中断するときは、予めその旨を会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3.当社は、第1項の規定により、会員サービスの運営を中止・中断したことによって会員が被った不利益については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその復元・補償など一切の責任を負いません。

#### (規約の変更等)

**第14条** 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2.当社は前項による本規約の変更にあたり、事前にホームページ(京急プレミアポイントweb)および加盟店(一部除く)の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員に通知し周知いたします。

#### (カードの管理)

**第15条** 会員は、カードに記録されたカード番号、磁気情報等の情報が漏洩したこと等により、カードの偽造等のおそれがある場合、ただちに当社にその旨

を通知するとともに、当社の指示に従い適切な措置を講じるものとします。カードが偽造等をされたことによって会員が受けた不利益等については、当社は一切の責任を負いません。

### (個人情報の共同利用)

**第16条** 会員は、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社グループ会社および加盟店が保護措置を講じたうえで個人情報を共同利用することに同意します。共同利用に関する公表事項に関しては、当社ホームページ、プライバシーポリシーページ内の「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項]をご参照ください。

## 【お問い合わせ】

本規約についてのお問い合わせ、ご相談は当社までご連絡ください。

# 京急プレミアポイント クレジット会員特約(UC)

(2021年7月1日改定)

## 第1条(特約の目的)

- 1.本カードは、京浜急行電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」といいます。)が提携して発行するUC標章を冠するカードで、総称して「京急プレミアポイント シルバー/PASMO」(以下「本カード」といいます。))と称します。
- 2.本特約は本カードの利用に応じ、本カードの本人会員および家族会員(以下一括して「当会員」といいます。)に対して提供する特典(以下「ポイントサービス」といいます。)の内容と、その特典を受けるための条件について、当社およびセゾンが定めたものです。
- 3.本特約で定める規定は、当社が「京急プレミアポイント会員規約」(以下「ポイント規約」といいます。)に定める規定に優先するものとし、本特約に記載されていない事項については、「ポイント規約」「京急プレミアポイントUC特約」およびセゾンの定める「会員規約」(以下「UC会員規約」といいます。)の内容が適用されるものとします。

## 第2条(ポイントサービス)

- 1.ポイントサービスとは、当会員が本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるポイントによって、「ポイント規約」に定める「京急プレミアポイント加盟店」(以下「加盟店」といいます。)で利用できる京急プレミアポイント券(以下「ポイント券」といいます。)を引き換えることができる制度です。
- 2.ポイントサービスは、「ポイント規約」に定める「京急プレミアポイント加盟店」(以下「加盟店」といいます。)での本カード利用の場合付与される「ポイント規約」に定めるポイント(以下「基本ポイント」といいます。)と、本カードによる「UC会員規約」に基づく信用販売による利用(以下「クレジット利用」といいます。)の場合付与される本特約に定めるポイント(以下「クレジットポイント」といいます。)また「基本ポイント」と「クレジットポイント」をあわせて「ポイント」といいます。)の二つがあります。
- 3.当会員が加盟店で、本カードにてクレジット利用した場合、基本ポイントに加えて、クレジットポイントが付与されます。
- 4.本カードでは、セゾンが行う「永久不減ポイント」を利用することはできません。

## 第3条(クレジットポイント)

- 1.クレジットポイントは「ポイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日本人会員に付与されます。
- 2.加盟店毎にクレジットポイント付与率、付与単位を定めるものとします。また、特定の期間や特定の商品、特定の会員向けにクレジットポイント付与方法を変更する場合があります。

## 第4条(クレジットポイント付与対象)

前条第1項のカード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、一部の保険掛け金など所定のものとは含まれないものとします。

## 第5条(家族会員のカード利用)

- 1.家族会員のカード利用による、クレジットポイントの付与に関しては、当該家族会員が属する本人会員のカード利用によるものとみなし、そのクレジットポイントは本人会員に付与されるものとなります。
- 2.基本ポイントに関しては、本人会員のカード利用分は本人会員に付与され、家族会員のカード利用分は家族会員に付与されるものとします。

## 第6条(ポイントの付与日)

1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。
2. 基本ポイントについては、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。
3. 前1項、2項で付与されるポイントは、お支払い前にカードの提示がなかった場合は原則付与することはできません。
4. 当社は第2条に定めるポイントの他、ご入会時やバースデーポイントなど、当社が適当と認めたサービスに応じて当該会員にポイントを付与することができるものとします。

## 第7条(ポイントの計算)

1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセゾン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。
2. 基本ポイントの計算方法は「ポイント規約」に基づくものとします。
3. 基本ポイントの付与率、付与単位については加盟店毎にこれを定めることができるものとします。

## 第8条(ポイントの有効期間)

ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与した日から2年間です。

## 第9条(クレジットポイントの付与取消)

クレジットポイントが付与された商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合は、取消額に応じ、クレジットポイントも当社所定の方法により取消されるものとします。

## 第10条(会員へのポイント連絡)

1. ポイント数および蓄積された有効なポイント残高などは、加盟店内に設置されているポイント券発行機にて、随時会員が本カードを挿入し、所定の操作を行うことにより照会ができます。
2. クレジットポイントのポイント数は、セゾンよりご利用に応じて毎月当会員宛送付される「ご利用代金明細書」内にて、当該月に付与されたクレジットポイント数のみお知らせいたします。

## 第11条(ポイントの還元条件)

1. ポイントの還元時点で当会員資格を有していること
2. 当社およびセゾンが、当会員が本特約、「ポイント規約」、「京急プレミアポイントUC特約」もしくは「UC会員規約」を遵守していないと認めた場合は、当会員へのポイント還元を拒否または留保することができるものとします。

## 第12条(カードの再発行)

1. 本カードの汚損、破損、紛失等の理由での再発行は「UC会員規約」に基づき、再発行をいたします。また会員は本カードの紛失・盗難が発生した場合には、直ちに当社およびセゾンにご連絡いただくものとします。
2. 紛失・盗難によりポイント券が不正に発行された場合でも、当社は一切の責を負いません。

## 第13条(会員資格の喪失)

1. 当会員が理由の如何を問わず本カードの会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されている有効なポイントはすべてに失効するものとし、本特約におけるすべての権利も消滅するものとします。
2. 「ポイント規約」第11条第2号定めに関しては、本カードには適用されないものとします。

## 第14条(ポイントに関する疑義など)

1. 当会員は理由の如何を問わずポイントに関する権利、義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、もしくは引受けさせ、または相続させることはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元資格に関する疑義、その他ポイントサービスの運営に関して生ずる疑義は、当社の決するところによるものとします。

## 第15条(変更、改定、廃止など)

1. 当社は以下の場合に、本特約を変更することができます。
  - (1) 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ホームページ(京急プレミアポイントweb)に公表する方法その他当社が適切と考える方法により、会員に通知し周知いたします。